

【資料6】

## 静岡市建設発生土の処理に関する基本方針

令和5年9月

静岡市

## 1 背景

建設発生土は再生資源であり、資源循環型社会の実現を図るため、(1)『発生抑制』、(2)『再利用促進』、(3)『適正処理の推進』を基本施策として進めてきた。

静岡市発注の建設工事において建設発生土は直近5カ年の平均で年間約26万 $\text{m}^3$ 発生しており、そのうち現場内利用・工事間流用・土質改良土の利用により約10万 $\text{m}^3$ が有効利用されているが、その割合は約40%にとどまっている。

残りの建設発生土は、市内に最終処理地が僅かしかないため、市外の最終処理地で処理されている状況にあり、市外への搬出は、他の市町の環境影響負荷の増大、運搬費の増加、トラックの排出ガスによる大気環境に影響を及ぼしている。

令和4年7月に施行された「静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」という。）」等に伴い最終処理地における処理費用の高騰や処理量の制限が生じている。今後、令和5年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土規制法」により、建設発生土の適正な処理がさらに困難となることが懸念される。

また、令和4年9月の台風15号災害では、約20万 $\text{m}^3$ の災害発生土の置場確保に苦慮した。静岡市としては、他者頼りではなく、静岡市内での発生土処理地の確保が、更なる災害に備えるためにも不可欠である。

静岡市が推進するSDGs (Goal 11)【住み続けられるまちづくりを】においても、包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現することを目標と定めている。

このような状況下において、安全・安心な社会を構築するためのインフラ整備の推進には建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が必要不可欠であり、建設業における建設発生土を資源として捉えた有効利用の推進が求められている。

## 2 目的

こうした状況を背景に、建設発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「静岡市建設発生土の処理に関する基本方針（以下、「本方針」という。）」を策定した。

建設発生土の適正な処理に向け、建設工事で必要となる土砂は原則として工事間流用によるものとし、工事間流用が困難な発生土についても、市内に建設発生土処理地を確保し、適正な処分方法を構築することが不可欠である。

建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保してきたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要である。

本方針に基づき、建設発生土の抑制を図るとともに、有効利用を促進し、適正な処理を行うことで、静岡市内の建設業全体の建設発生土処理における良好な環境保全並びに建設事業の円滑な推進に寄与することを目的としている。

### 3 基本方針

建設発生土における適正処理に向けた取組の一層の徹底を図るため、(1)『発生抑制』、(2)『再利用の促進』、(3)『適正処理の推進』の3つの柱の取組を引き続き進めるとともに、建設発生土の処理地の確保が重要となることから、新たに(4)『処理地の確保』を加え、以下を建設発生土処理に関する基本方針とする。

#### (1) 発生抑制

最終処理地の処理量が不足していることから、建設業全体で建設発生土の全体量を減らしていくことが必要であり、工事内での建設発生土の活用を計画し搬出量を削減する。

- ・切盛均衡のとれた土工計画や適切な工法採用による発生量の抑制
- ・建設発生土の現場内の最大限利用

#### (2) 再利用の促進

他工事での埋戻しや盛土等に建設発生土を活用したり、建設発生土を利用可能な土に改良し活用することで、最終処理量を削減する。

- ・利用可能な建設発生土は積極的に活用する。
- ・建設発生土情報交換システム、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し工事間流用を行う。
- ・ストックヤードを活用し工事間流用を行う。
- ・土質改良土を埋戻しや盛土に活用する。

#### (3) 適正処理の推進

建設発生土を適切な利用や処理を明確にし、適正な処理を推進する。

- ・建設発生土の指定地処理の徹底
- ・建設発生土と建設廃棄物の分別処理
- ・場外搬出における公衆災害の防止及び適切な運行管理等の徹底

#### (4) 処理地の確保

市内には建設発生土の最終処理地が少なく、市外に搬出し最終処理していることが、処理費の高騰に繋がっており、発生土処理地の確保が、更なる災害に備えるためにも不可欠である。

このことから、市内に処理地を確保し、安定的な建設発生土処理を行う。

- ・建設発生土を活用した盛土事業や埋立て事業等の公共事業により処理地を確保する。
- ・市内の民間事業者に対し建設発生土処理地を公募により確保する。

## 4 取組内容

建設発生土処理について以下の取組を行う。

### (1) 発生の抑制

- ① 掘削土量の少ない工法を採用する。
- ② 計画・設計段階から切盛均衡のとれた土工計画とする。
- ③ 可能な限り建設発生土の現場内（同一工事内）再利用を促進する。

### (2) 再利用の促進

- ① 建設発生土情報交換システム、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し工事間利用を図る。
- ② スtockヤードを活用した工事間利用を図る。
- ③ 建設発生土利用ができず、土砂材料が必要な場合は、山土（新材）ではなく土質改良土を活用する。

### (3) 適正処理の推進

- ① 建設発生土の搬出先を明確化する。
- ② 発注工事の再生資源利用促進計画及び実施書による処理先を確認する。
- ③ 最終処理地、中間処理地、土質改良プラント等の適切な処理施設へ搬出する。

### (4) 処理地の確保

- ① 盛土事業や埋立て事業等、建設発生土を活用した公共事業を計画し建設発生土処理地を確保する。
- ② 市内の民間事業者に対し建設発生土処理地を公募し、市が民間事業の建設発生土処理に関する関係法令の許認可申請に対し支援することで、適切な処理地を確保する。



# 建設発生土処理地 を公募します！

現在、建設発生土の最終処理地が市内にわずかしかなく、市外に搬出しており、処理費の高騰や搬出による環境影響が問題となっています。また、令和4年9月の台風15号では、災害発生土の置場確保に苦慮しました。

建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保してきましたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要と考えています。

静岡市では、民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めるため、民間事業者等を支援し、建設発生土の有効活用に取り組んでいきます。

ご検討段階でも一度ご相談ください。

静岡市が  
民間事業者等  
を支援！

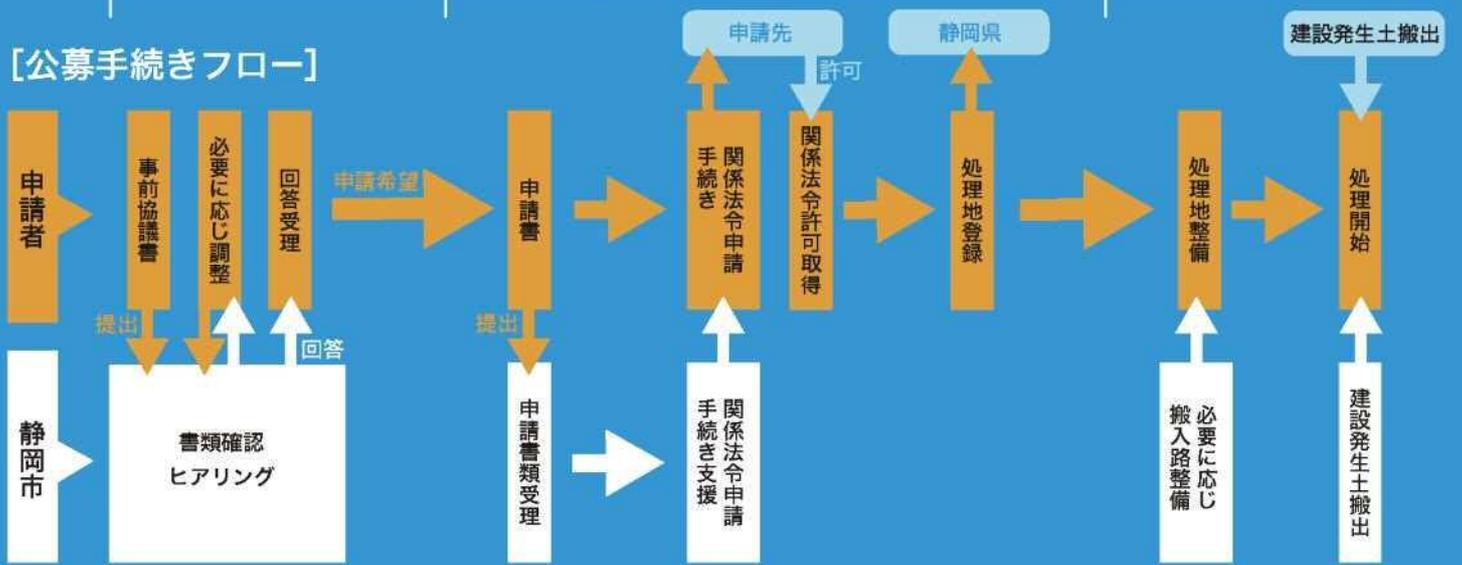


### ①事前協議

### ②最終処理地・中間処理地申請

### ③処理事業着手

## [公募手続きフロー]



### ◎目的

民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めることができるよう、静岡市が民間事業者等を支援し、建設発生土処理地の確保を目的とします。

### ◎申請者の要件

- (1) 建設発生土を処理することができる土地の所有者。
- (2) 土地の借地権を取得し、土地所有者から土地改変の同意を得ている者。
- (3) 処理地として決定した場合、(1)又は(2)が確実である者。

### ◎建設発生土処理地の条件

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、または、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 150,000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。 など

### ◎建設発生土中間処理地の条件

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、又は、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 10,000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。 など

### ◎行政支援の内容

- (1) 関係法令等に関する手続き支援
- (2) 建設発生土処理による安全性照査の支援
- (3) 建設発生土処理地への搬入を円滑化させるための整備等（搬入路にあたる市道等の一部改良等）

処理地公募の手続等の詳しくは、こちらへ。

### 【お問い合わせ先】

静岡市 建設局 土木部 技術政策課 企画係  
静岡庁舎本館 4 階

TEL : 054-221-1010 FAX : 054-221-1498



### 【施工前】

### 【施工イメージ】

### 【完成イメージ】



跡地利用として耕作地、工業用地として活用

## 静岡市建設発生土処理地拡大事業公募要領

### (目的)

第1 この要領は、「静岡市建設発生土の処理に関する基本方針」に基づき、民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めることができるようにするため、市が民間事業者等を支援し、建設工事における建設発生土の処理地を確保することを目的とする。

### (申請者の要件)

第2 民間事業者等の申請する者（以下、「申請者」という）は、次の各号の要件のいずれかに該当するものとし、別表の項目のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 建設発生土を処理することができる土地の所有者。
- (2) 土地の借地権を取得し、土地所有者から土地改変の同意を得ている者。
- (3) 処理地として決定した場合、(1)又は(2)が確実である者。

### (建設発生土最終処理地の条件)

第3 建設発生土最終処理地は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、又は、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 150,000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。
- (5) 別表の項目のいずれにも該当しない者の所有又は関与しない土地であること。

### (建設発生土中間処理地の条件)

第4 建設発生土中間処理地は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、又は、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 10,000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。
- (5) 別表の項目のいずれにも該当しない者の所有又は関与しない土地であること。

### (行政支援の内容)

第5 行政支援は、次の各号のうち事前協議による処理規模などにより決定する。

- (1) 関係法令等に関する手続き支援
- (2) 建設発生土処理による安全性照査の支援
- (3) 建設発生土処理地への搬入を円滑化させるための整備等(搬入路にあたる市道等の一部改良等)

(処理地公募の手続)

第6 建設発生土最終処理地・建設発生土中間処理地の公募の手続きは別図を参照する。

(事前協議)

第7 市長は、第3、第4の条件の適合について事前協議を行う。

- 2 市長は、必要に応じヒアリングを実施するものとする。
- 3 市長は、事前協議の結果を申請者に回答する。

(事前協議書類)

第8 申請者は、第7について次の各号に掲げる事前協議書類を提出する。

- (1) 最終処理地・中間処理地事前協議書(様式第1号)
- (2) 位置図
- (3) 処理地の状況写真
- (4) その他、市長が定める書類

(処理地の申請)

第9 事前協議の結果、処理地としての支援を希望する者は、次の各号に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 最終処理地・中間処理地申請書(様式第2号)
- (2) 関係図面(位置図、平面図、縦断図、横断図等)
- (3) 処理地の状況写真(処理地の全景等の状況がわかるもの)
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) 土地所有者同意書(様式第4号)
- (6) その他、市長が定める書類

(申請書類の受理)

第10 市長は、第9に規定する申請書類について確認し受理する。

(建設発生土の搬入)

第11 処理地の造成に必要な費用は原則として申請者が負担すること。

- 2 建設発生土処理後の管理責任は申請者及び土地の所有者とすること。

3 建設発生土の処理費については、市長と申請者の協議の上、決定する。

(その他)

第 12 この要領の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 申請書類の作成や各関係法令に基づく許可申請等、申請に伴い必要となる費用については、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書類の返却は行わない。

(雑則)

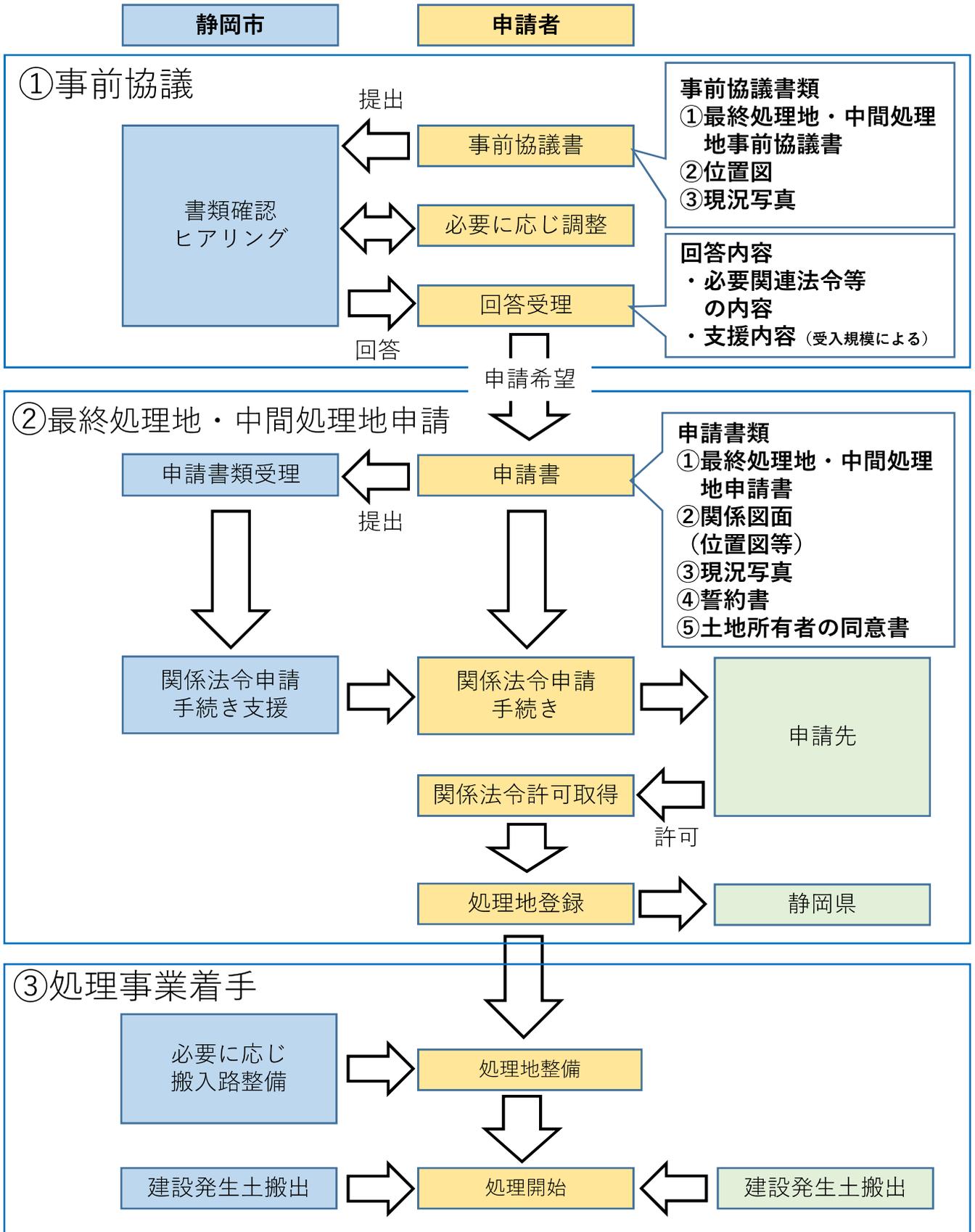
第 13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第 2、第 3（5）、第 4（5） 関係）

(1) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
(2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

# 建設発生土処理地拡大事業公募手続きフロー

別図



# 建設発生土の処理に関する基本方針

令和5年3月

静岡県

# 建設発生土の処理に関する基本方針

## 目次

第1章 背景・目的	1
第2章 建設発生土の処理に関する課題	2
第3章 建設発生土の処理に関する基本方針	3
第4章 基本方針に基づく取組	5

# 第1章 背景・目的

## 1 背景

### (1) 視点1 資源としての建設発生土の有効利用

公共工事においては、環境負荷の低減やコスト縮減等の観点より計画段階から切土、盛土の均衡等建設発生土の発生抑制や利活用に努めている。

しかしながら、静岡県発注の建設工事において建設発生土は直近3カ年の平均で年間約190万 $\text{m}^3$ 発生しており、そのうち約135万 $\text{m}^3$ （現場内利用約45万 $\text{m}^3$ 、工事間流用・中間処理等約90万 $\text{m}^3$ ）が有効利用されているが、その割合は約70%に留まっている。

また、これら建設発生土のうち、最終処分場で処分されている約30%にあたる約55万 $\text{m}^3$ は、新材として購入している年間約40万 $\text{m}^3$ を上回っている状況にある。

このため、建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築に向けて、建設発生土を資源として捉えた有効利用の推進が求められている。

### (2) 視点2 建設発生土に係る社会的要請

令和4年7月に施行された「静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」という。）」等に伴い最終処分場における受入費用の高騰や受入量の制限が生じている。

また、令和5年5月から施行が予定されている「宅地造成及び特定盛土規制法（以下、「盛土規制法」という。）」により、建設発生土の適正な処理がさらに困難となることが懸念される。

このような状況下においても、安全・安心な社会を構築するために確実なインフラ整備の推進は必要不可欠であり、建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が求められている。

## 2 目的

こうした状況を背景に、建設発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「建設発生土の処理に関する基本方針（以下、「本方針」という。）」を策定した。

本方針に基づき、静岡県内の建設業全体における建設発生土処理に関する取組を推進することにより、建設業における環境負荷軽減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備に寄与することを目的としている。

## 第2章 建設発生土の処理に関する課題

### 1 現状における課題

建設発生土の有効利用に関する現状を踏まえ、以下に課題を示す。

#### (1) 建設発生土全体量の低減

最終処分場の受入量が不足していることから、建設業全体で建設発生土の全体量を減らしていくことが必要である。

#### (2) 工事間利用の促進

コストの観点や搬入・搬出時期及び土質条件等のミスマッチから、建設発生土を工事間利用せずに処分せざるを得ないことも多い。

改めて土を資源として捉え、コストとともに時期、質、量に配慮した需給調整の徹底により、建設発生土の工事間利用をより一層促進することが必要である。

#### (3) 適正処理施設の確保

盛土条例の施行に伴い、処理施設の受入量の減少等から、インフラやまちづくりを進めていくためには、ストックヤード等適正な処理施設を確保することが必要である。

## 第3章 建設発生土の処理に関する基本方針

### 1 基本方針

第2章で記述した課題に対応するため、以下を建設発生土処理に関する基本方針とする。

「発生抑制（土を出さない）」、「利活用促進（土を無駄にしない）」、「適正処分（土を不適切に処分しない）」を3つの柱とし、これに基づく取組を進めていくこととする。

#### （建設発生土の処理に関する基本方針）

##### 1 建設発生土の発生を抑制する <土を出さない>

発生抑制

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

##### 2 建設発生土の利活用を促進する <土を無駄にしない>

利活用促進

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

##### 3 建設発生土を適正に処分する <土を不適切に処分しない>

適正処分

- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

- ・建設発生土の搬入・搬出時期や土質条件、需給調整は、工程や事業費に大きく影響することを踏まえ、計画段階において十分な調整を行う。
- ・工事の計画や設計に際して、まずは発生抑制や利活用促進を徹底し、止むを得ない場合にのみ最終処分することとする。

### 2 取組の目標値

本県における建設発生土の有効利用率<sup>※</sup>の目標値は80%とし、令和9年度末までに達成することとする（図-1）。

なお、目標値は「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」における建設発生土の有効利用率の目標基準値80%を参考とした。

※有効利用率：現場内利用及び工事間流用・中間処理の計を建設発生土全体量で除した割合



図-1 有効利用率の目標イメージ

## 第4章 基本方針に基づく取組

### 1 取組の内容

方針の3つの柱となる、発生抑制、利活用促進、適正処分における具体的な取組を以下に示す(表-1)。

なお、実施期間は短期(3年以内)と中長期(3年以上)とした。

表-1 基本方針に基づく取組

発生抑制(土を出さない)		実施時期
1. 発生抑制工法の採用	① 掘削土量の少ない工法の採用 地形改変が少ない自然斜面を存置する工法や土留め工等掘削土量の少ない工法を採用する。	短期
	② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用 掘削土量の低減に有効な NETIS や静岡県新技術情報 DB に登録された技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	短期
2. 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡 平面・縦横断形における切土・盛土の均衡を考慮することにより、発生土の現場外への搬出を抑制する。 なお、土量算出にあたっては、3次元点群データを利用するなど効率的な手法を推進する。	短期
3. 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底 良質土・普通土については、リサイクル原則化ルール(令和3年10月18日最終改訂)に基づき、現場内利用の推進を図る。 不良土については、例えば CSG(ソイルセメント)工法の採用や移動式土質改良機等の活用を検討する。	短期

利活用促進（土を無駄にしない）		実施時期
1. 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示 建設発生土の搬出先の明確化を図るため、受入場所の条件（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場等）や受入場所までの距離、時間に係る条件を設計図書及び契約事項として明示する。	短期
	② 適正な費用の計上 契約書で明示した搬出先の条件に対して、適正な費用を計上する。	短期
2. 他工事間での利活用拡大	① 他事業との情報共有 運用中の「静岡県建設発生土マッチングシステム（通称SSM）」等のシステムを活用し、他工事の情報共有を図る。 なお、近年増加傾向にある河川の維持掘削土は、計画的に利活用が可能となるような体制を構築することについても検討していく。	短期
	② 民間事業者への技術的支援 民間事業者による利活用促進に向けた新たな取組に対し伴奏型支援を実施する。	短期
3. スtockヤードの活用	① 官民連携によるStockヤードの整備・運営（中継地型Stockヤード） 建設発生土の搬出・搬入時期の調整に資するStockヤードの整備・運営について、官民連携により実施する。	短期 (モデル事業) 中長期 (モデル以外)
	② 大規模事業との連携（先行盛土型Stockヤード） 工業団地、宅地造成及び農業基盤整備等大規模な事業と連携し、予め土を搬入する区域（Stockヤード）を設定し、受け入れた発生土を盛土材として有効活用する。 なお、Stockヤードを効率的に運用するための既往システムの活用により計画段階で情報収集していく。	短期 (モデル事業) 中長期 (モデル以外)
4. 建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 建設発生土の品質管理に関する利用基準に基づいた品質管理を行う。	短期
	② 環境基準の適合確認 建設発生土の搬入・搬出時に必要に応じて適正な調査を実施し、環境安全性を確保する。	短期
5. 土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の品質基準・品質管理方法の見直し 土質改良土の利用拡大のため、関係基準類の見直しについて検討する。	中長期
	② 土質改良プラント認証制度の活用 民間事業者による土質改良プラント認証制度の活用等を検討する。	中長期
	③ 土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用 掘削土量の低減に有効なNETISや静岡県新技術情報DBに登録された技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	中長期

適正処分（土を不適切に処分しない）		実施時期
1. 建設発生土 処理施設情報 の公表	① 最終処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開 建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保等の観点から、盛土 規制法等の法令上の許可を有している処理施設を一覧として整理し、 県ホームページにて公開する。  なお、公開にあたっては他部局と連携しながら、適切な情報収集に努 めることとする。	短期
2. 民間処理施 設の整備促進	① 民間事業者による処理施設設置への技術的支援 民間事業者向けに処理施設の整備に係る各種手続き、運用開始後の 管理・運営等に係る必要な支援措置を検討する。	短期
3. ICT の活用、 DX の推進	① ICT を活用した土砂運搬管理の適正化・効率化 建設発生土トレーサビリティ技術の導入等適正な処理状況の見える 化に関する技術開発動向について、関係者で情報提供していく。	短期

## 2 取組に対するフォローアップ

本方針に記載された各取組の実施状況や建設発生土の有効利用に関する目標の達成状況につ  
いてフォローアップを行い、効果検証に努めスパイラルアップを図っていく。

また、利活用促進に資するストックヤードの整備計画等を策定するとともに、モデル事業等の  
試行を通じてストックヤードの整備を推進していく。

なお、フォローアップの結果については、官民関係者と情報共有を図っていく。